

# 鳥取県中部総合事務所建築物環境衛生管理業務仕様書

## 1 委託業務の名称

鳥取県中部総合事務所建築物環境衛生管理業務

## 2 委託業務の業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 3 委託業務の履行場所等

### (1) 委託業務の履行場所

鳥取県中部総合事務所（鳥取県倉吉市東巖城町2番地）

### (2) 建築物の延べ床面積

8,409.86 m<sup>2</sup>

## 4 委託業務の概要

鳥取県中部総合事務所の建築物の維持管理が、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する建築物環境衛生管理基準に従って適正に行われるよう、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「規則」という。）等に規定する居室における空気環境及び飲料水の遊離残留塩素の測定、貯水槽の清掃及び点検、有害生物の生息調査及び防除等を行う。

## 5 総則

(1) 委託業務の履行に当たっては、法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号。以下「令」という。）、規則、「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年厚生労働省告示第119号。以下「平成15年告示」という。）」、「建築物における衛生的環境の維持管理について（平成20年1月25日付健発第0125001号厚生労働省健康局長通知）別添「建築物環境衛生維持管理要領」（以下「維持管理要領」という。）」その他の環境関係法令等を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、法第12条の2第1項に規定する事業のうち次の表に掲げるア又はイの事業（以下「必須登録事業」という。）のいずれかに係る鳥取県知事又は鳥取市長の登録を受けている者でなければならない。

ア	第2号（建築物空気環境測定業）、第5号（建築物飲料水貯水槽清掃業）及び第7号（建築物ねずみ昆虫等防除業）の全ての事業
イ	第5号（建築物飲料水貯水槽清掃業）、第7号（建築物ねずみ昆虫等防除業）及び第8号（建築物環境衛生総合管理業）の全ての事業

(3) 受託者は、規則第32条の規定により鳥取県知事又は鳥取市長が交付した登録証明書（以下「登録証明書」という。）の写しを鳥取県中部総合事務所長（以下「委託者」という。）に提出しなければならない。

(4) 受託者は、登録証明書の記載事項に変更があった場合（登録の更新を含む。）は、遅滞なく委託者に報告しなければならない。

(5) この仕様書において使用する用語の意義は、次の表に掲げるとおりとする。

	用語	用語の意義
ア	居室	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室、すなわち「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室」
イ	飲料水	規則第4条第1項第3号に規定する飲料水、すなわち「人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用（旅館における浴用を除く。）に供する目的のための水」
ウ	有害生物	規則第4条の4に規定する動物、すなわち、「ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物」
エ	防除	発生及び侵入の防止並びに駆除
オ	免状	法第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状

## 6 現場責任者の選任

- (1) 受託者は、委託業務の統括その他一切の事項を処理する現場責任者を1名選任し、委託業務の業務期間の始期までに、様式1「現場責任者選任届」にて委託者に届け出なければならない。
- (2) 現場責任者は、5(5)オの免状を有する者でなければならない。
- (3) 委託者は、現場責任者の届出があったときは、その氏名等について、7に定める選任管理技術者へ通知する。
- (4) 受託者は、現場責任者を変更した場合は、変更日から10日以内に委託者に届け出なければならない。

## 7 選任管理技術者との関係

- (1) 鳥取県中部総合事務所では、別途発注する「鳥取県中部総合事務所建築物環境衛生管理技術者業務」の受託者が選任する建築物環境衛生管理技術者を、法第6条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者（以下「選任管理技術者」という。）とする。
- (2) 委託者は、選任管理技術者の氏名等について、受託者に通知する。
- (3) 受託者は、選任管理技術者の指導、助言、監督等を受けなければならない。
- (4) 受託者は、委託者が別途発注する「鳥取県中部総合事務所建築物環境衛生管理技術者業務」を受託することはできない。

## 8 委託業務計画

- (1) 年間委託業務計画
  - ア 受託者は、年間委託業務計画を、年度ごとに作成しなければならない。
  - イ 受託者は、毎年度3月31日までに、翌年度の年間委託業務計画を委託者に提出しなければならない。
  - ウ 計画の様式は、様式2「年間委託業務工程表」とする。
- (2) 受託者は、委託業務の実施日時及び実施場所の詳細について、その都度、事前に鳥取県中部総合事務所県民福祉局の担当者と打合せを行わなければならない。

## 9 委託業務の内容

### (1) 一般事項

この仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務

共通仕様書（令和5年版）」による。

(2) 受託者が実施する業務

受託者が実施する業務は、次のアからカまでのとおりとする。各業務の詳細は、10から15までに定めるとおりとする。

ア 規則第3条の2第3号イに規定する2月以内ごとに1回定期に実施する居室における空気環境の測定

イ 規則第4条第1項第7号に規定する7日以内ごとに1回定期に実施する飲料水の遊離残留塩素の測定

ウ 規則第4条第1項第7号に規定する1年以内ごとに1回定期に実施する貯水槽の清掃及び平成15年告示第二の一の2に規定する定期に実施する貯水槽の点検

エ 規則第4条の5第2項第1号に規定する6月以内ごとに1回定期に実施する有害生物の生息調査

オ 令第2条第3号ロに規定する、有害生物の防除

カ 有害生物が発生した場合の対応

## 10 居室における空気環境の測定

(1) 測定項目

ア 浮遊粉じんの量

イ 一酸化炭素の含有率

ウ 二酸化炭素の含有率

エ 温度

オ 相対湿度

カ 気流

(2) 測定の回数

2月以内ごとに1回（年6回）

同日の午前及び午後に測定を実施し、それを測定回数1回とする。

(3) 測定を行う場所

次の表に掲げるとおりとし、それぞれ居室の中央部の床上120cmの位置とする。

	建物	測定を行う場所
ア	1号館A棟	(ア)1階1箇所、(イ)2階2箇所、(ウ)3階1箇所
イ	1号館B棟	(ア)1階1箇所、(イ)3階1箇所
ウ	2号館	(ア)1階1箇所、(イ)2階1箇所
エ	別館	1箇所
オ	エネルギー棟	1箇所
カ	風除室	1箇所

(4) 測定に使用する測定器

規則第3条の2第1号に規定する測定器

(5) 測定を行う者

規則第26条第2号に規定する要件に該当するもの

(6) 測定結果の報告

ア 受託者は、1回の測定が終了したときは、その旨を鳥取県中部総合事務所県民福祉局の担当者に口頭で報告しなければならない。

イ 受託者は、1回の測定が終了したときは、測定日から15日以内に、測定結果報告書を委託者に提出しなければならない。

ウ イの報告の様式は、様式3「中部総合事務所空気環境測定結果表」とする。なお、維持管理要領第1の6（2）に規定する事項を必ず記載しなければならない。

## 1 1 飲料水の遊離残留塩素の測定

### (1) 測定項目

遊離残留塩素の含有率

### (2) 測定の回数

7日以内ごとに1回（年50回）

### (3) 採水を行う場所

次の表に掲げるとおりとする。

	建物	採水を行う場所
ア	1号館A棟	(ア) 1階1箇所、(イ) 2階1箇所、(ウ) 3階1箇所
イ	1号館B棟	(ア) 1階1箇所、(イ) 2階1箇所、(ウ) 3階1箇所
ウ	2号館	(ア) 1階1箇所、(イ) 2階1箇所
エ	別館	1箇所

### (4) 測定の方法

維持管理要領第2の6（1）エに規定する方法

（D P D法又はこれと同等以上の精度を有する方法）

### (5) 測定結果の報告

ア 受託者は、1回の測定が終了したときは、その旨を鳥取県中部総合事務所県民福祉局の担当者に口頭で報告しなければならない。

イ 受託者は、1か月分の測定結果をとりまとめて、翌月10日までに、測定結果記録表を委託者に提出しなければならない。

ウ イの記録表の様式は、様式4「中部総合事務所遊離残留塩素測定結果記録表」とする。なお、維持管理要領第2の6（4）アに規定する事項を必ず記載しなければならない。

## 1 2 貯水槽の清掃及び点検

### (1) 対象

次の表に掲げる貯水槽とする。

	設置場所	容量	材質
ア	受水槽	エネルギー棟2階	ステンレス製
イ	高架水槽	1号館A棟屋上	F R P 製
ウ	高架水槽	1号館B棟屋上	ステンレス製

### (2) 清掃作業及び点検の実施回数並びに実施時期

ア 清掃作業 1年以内ごとに1回 毎年11月

イ 点検 年1回 每年11月

### (3) 清掃作業及び点検の実施方法

ア 清掃作業

（ア）平成15年告示第二の一の1に規定する事項及び維持管理要領第2の1に規定する事項を遵守しなければならない。

（イ）平成15年告示第二の一の1（四）及び維持管理要領第2の1（3）に規定する水質検査及び残留塩素の測定については、各貯水槽の給水栓の末端（計3箇所）で実施しなければならない。

（ウ）維持管理要領第2の1（1）イに規定するとおり、清掃作業に従事する者は必要な健康診断を受けなければならない。また、健康状態の不良なものは清掃作業に従事してはならない。

イ 点検

平成15年告示第二の一の2に規定する事項及び維持管理要領第2の3に規定する事項を遵守しなければならない。

### (4) 清掃作業の監督を行う者

規則第28条第4号に規定する要件に該当するもの

(5) 清掃作業に従事する者

規則第28条第5号に規定する要件に該当するもの

(6) 注意事項

ア 清掃作業及び点検は、鳥取県中部総合事務所の閉庁日に実施しなければならない。

なお、閉庁日とは、鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に定める日のことをいう。

イ 清掃作業及び点検に使用する鍵の授受について、事前に鳥取県中部総合事務所県民福祉局の担当者と打合せを行わなければならない。

(7) 清掃作業及び点検の報告

ア 受託者は、1回の清掃作業及び点検が終了したときは、その旨を鳥取県中部総合事務所県民福祉局の担当者に口頭で報告しなければならない。

イ 受託者は、1回の清掃作業及び点検が終了したときは、終了した日から30日以内に、貯水槽清掃点検報告書を委託者に提出しなければならない。

ウ イの報告の様式は、特に定めない。ただし、維持管理要領第2の6（4）イに規定する事項を必ず記載しなければならない。

エ 貯水槽清掃点検報告には、（3）ア（イ）に定める水質検査及び残留塩素の測定結果を添付しなければならない。

### 1.3 有害生物の生息調査

(1) 対象

有害生物

(2) 調査の実施回数

6月以内ごとに1回（年2回）

(3) 調査の実施場所

ア 1号館A棟

イ 1号館B棟

ウ 2号館

エ 別館

(4) 調査の実施方法

維持管理要領第6の2（1）に規定する事項を遵守しなければならない。

(5) 調査結果の報告

ア 受託者は、1回の調査が終了したときは、その旨を鳥取県中部総合事務所県民福祉局の担当者に口頭で報告しなければならない。

イ 受託者は、1回の調査が終了したときは、終了した日から15日以内に、調査結果報告書を委託者に提出しなければならない。

ウ イの報告の様式は、特に定めない。ただし、維持管理要領第6の3に規定する事項を必ず記載しなければならない。

### 1.4 有害生物の防除

(1) 対象

有害生物

(2) 防除作業の実施回数

年1回

(3) 防除作業の実施場所

ア 1号館A棟

イ 1号館B棟

ウ 2号館

エ 別館

(4) 防除作業の実施方法

平成15年告示第六（二を除く。）に規定する事項及び維持管理要領第6の2（3）に規定する事項を遵守しなければならない。

(5) 防除作業の監督を行う者

規則第29条第3号に規定する要件に該当するもの

(6) 防除作業に従事する者

規則第29条第4号に規定する要件に該当するもの

(7) 防除作業の報告

ア 受託者は、1回の防除作業が終了したときは、その旨を鳥取県中部総合事務所県民福祉局の担当者に口頭で報告しなければならない。

イ 受託者は、1回の防除作業が終了したときは、終了した日から15日以内に、作業報告書を委託者に提出しなければならない。

ウ 報告の様式は、特に定めない。ただし、維持管理要領第6の3に規定する事項を必ず記載しなければならない。

## 15 有害生物が発生した場合の対応

13に定める生息調査及び14に定める防除作業の実施にもかかわらず、有害生物が鳥取県中部総合事務所内に発生した場合は、受託者は委託者からの依頼に基づき、その都度有害生物を駆除しなければならない。

## 16 費用負担

- (1) 委託業務の履行に必要な機械器具類、消耗品類に要する経費については、受託者の負担において準備する。
- (2) 委託業務の履行に必要な光熱水費については、委託業務に必要な限りにおいて、委託者が負担する。

## 17 委託料の支払

- (1) 委託料については、当該委託業務を履行した月の翌月に委託料1か月分を請求できる。
- (2) 各月の請求金額は、当該委託業務に係る契約金額を36で除した金額（1円未満の端数があるときはその金額を切り捨てる。）とする。ただし、各月の請求金額の合計金額が当該委託業務に係る契約金額に満たない場合は、当該不足分を最初の月の請求時に併せて請求する。
- (3) 委託者は、正当な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を受託者に支払う。

## 18 その他

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ文書による委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 再委託等の禁止

ア 受託者は、委託者の承認を受けないで再委託をしてはならない。

イ 委託者は次のいずれかに該当する場合は、アの再委託を承認しないものとする。

（ア）再委託の契約金額が再委託する年度の委託料の額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受託者はアの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に委託業務に係る契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、委託者に対して責任を負わせるものとする。

(3) 守秘事項等

ア 受託者は、委託業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 受託者は、委託業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 受託者は、委託業務に従事する者に対して、ア及びイに定める事項を遵守させなければならない。

エ 委託者は、受託者がアからウまでに定める事項に違反し、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

オ アからエまでに定める事項は、委託業務の業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

ア 受託者は、委託業務を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項（以下「特記事項」という。）」を遵守しなければならない。

イ 受託者は（2）アにより委託業務を委託者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

(5) 委託業務の調査等

委託者は、必要があると認めるときは、受託者の委託業務の履行状況について調査し、委託者の職員を立ち会わせ、受託者に報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

(6) 法の違反に伴う契約の解除

受託者が法に係る次のアからウまでのいずれかに該当するときは、委託者はこの契約を解除することができる。

ア 法第12条の4の規定により、必須登録事業のうちいずれかの事業に係る鳥取県知事又は鳥取市長の登録を取り消され、必須登録事業のいずれかについて鳥取県知事又は鳥取市長の登録を受けている者でなくなったとき。

イ 法第12条の2第4項に規定する登録の有効期間が満了し、必須登録事業のいずれかについて鳥取県知事又は鳥取市長の登録を受けている者でなくなったとき。

ウ その他、法の違反による処分を受けたとき。（ただし、法の違反による処分が必須登録事業のうちいずれかの事業に係る場合に限る。）

(7) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議して定める。

19 提出書類

番号	書類の名称	様式	添付書類	提出時期	備考
1	登録証明書の写し			入札参加資格確認書提出時	
2	登録証明書の変更、更新			変更（更新）後遅滞なく	
3	現場責任者選任届	様式1	免状の写し	委託業務の業務期間の始期まで	
4	3の現場責任者の変更	様式1	同上	変更後10日以内	

5	年間委託業務工程表	様式2		毎年度3月31日まで	
6	中部総合事務所空気環境測定結果表	様式3		測定日から15日以内	
7	中部総合事務所遊離残留塩素測定結果記録表	様式4		測定月の翌月10日まで	
8	貯水槽清掃点検報告書		水質検査及び 残留塩素の測定の結果	清掃作業及び点検が終了した日から30日以内	
9	有害生物生息調査結果報告書			調査が終了した日から15日以内	
10	有害生物防除作業報告書			防除作業が終了した日から15日以内	